議案第３７号

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和　５　年　６　月３０日

提出者　調布市教育委員会
教育長　大和田　正治

提案理由

視聴覚資料室の利用時間等を定めるとともに視聴覚資料の貸出期間を改めるほか，所要の改正及び規定の整備を行うため，提案するものであります。

調布市教育委員会規則第　　号

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

調布市立図書館条例施行規則（平成１８年調布市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１個人の貸出登録をした第４条第１項第１号に該当する者の部視聴覚資料の項及び個人の貸出登録をした第４条第１項第２号に該当する者の部視聴覚資料の項中「７日」を「１４日」に改める。

別表第２に次のように加える。

視聴覚資料室	午前９時から午後５時まで	当該室内の図書館資料の閲覧をし，又は貸出しを受けようとする者

第３号様式の１及び第３号様式の２を次のように改める。

第３号様式の１（第１１条関係）

図書館長宛

図書館資料複製申請書

下記事項を了承の上，資料の複製を申請します。

記

１　複製は，著作権法第３１条及び調布市立図書館条例施行規則第１１条に基づき行います。
２　複製できるものは，調布市立図書館所蔵の資料及び貸出館が複製を許可した借受資料です。
３　各著作物について，**著作権法の範囲内で１人１部のみ複製できます。**

	申請日	年　月　日
資　料　名	協力 借受本	**複　製　部　分** **(ページを記入してください)**
		頁　～　　頁
		頁　～　　頁
		頁　～　　頁
		頁　～　　頁
		頁　～　　頁

※借受資料複製の際は該当資料の「協力借受本」に〇をつけてください。

申込時 確認	

---------- 切　取　線 ----------

申請者名　　（　　）

※　領収書が必要な場合には，下も記入してください。
※　宛名が申請者名と異なる場合は，申請者名脇（　）内に追記してください。

種別	**数量**	**単価**	**金額**
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合計	枚		円

第３号様式の２（第１１条関係）

図書館長宛

図書館資料複製申請書

（国会図書館デジタル化資料送信サービス用）

著作権法に基づき，次のとおり資料の複製を申請します。

	申請日	年　月　日	
資　料　名	**永続的識別子** ※書誌情報欄から転記	**コマ番号**	**枚数**
	info:ndljp/pid/	～	
	info:ndljp/pid/	～	
	info:ndljp/pid/	～	
	info:ndljp/pid/	～	
		計	枚
		金　額	円

＊　著作権法の範囲内で複製受付します。複製は図書館員が行います。
＊　提供は後日となります。
＊　国会図書館からの請求により，切取線の上部を提出する場合があります。

切　取　線

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用カード番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　　（　　）＿＿＿＿＿＿

職員記入欄

受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日
		月　日		月　日

附　則

（施行期日）

1　この規則は，公布の日から施行する。ただし，別表の改正規定は，令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の調布市立図書館条例施行規則は，令和５年１０月１日以後の利用に係るものについて適用し，同日前の利用に係るものについては，なお従前の例による。

3　この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は，その残品の存する間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立図書館条例施行規則 平成18年２月24日教育委員会規則第11号 第１条～第３条　略 （個人の貸出登録） 第４条　個人の貸出登録をすることができる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　市内に住所を有し，又は通勤若しくは通学する者並びに三鷹市及び狛江市に住所を有する者並びに世田谷区内の館長が認める地域に住所を有する者 （２）　八王子市，府中市，町田市，日野市，多摩市及び稲城市に住所を有する者 ２　前項の登録をしようとする者は，前条に規定する申請の際，前項の事実を証する書類等を提示しなければならない。 ３　前２項の登録の有効期間は，登録の日から２年間とする。 ４　前項の有効期間満了後も継続して登録しようとする者は，当該有効期間が満了する２月前から，第１項に規定する要件に該当することを証する書類等を提示することにより，登録を更新することができる。 第５条～第６条　略 （貸出しの資料数及び期間） 第７条　貸出しをすることができる図書館資料の資料数及び期間は，館長がやむを得ない理由があると認めた場合を除き，別表第１に定めるところによる。	○調布市立図書館条例施行規則 平成18年２月24日教育委員会規則第11号 第１条～第３条　略 （個人の貸出登録） 第４条　個人の貸出登録をすることができる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　市内に住所を有し，又は通勤若しくは通学する者並びに三鷹市及び狛江市に住所を有する者並びに世田谷区内の館長が認める地域に住所を有する者 （２）　八王子市，府中市，町田市，日野市，多摩市及び稲城市に住所を有する者 ２　前項の登録をしようとする者は，前条に規定する申請の際，前項の事実を証する書類等を提示しなければならない。 ３　前２項の登録の有効期間は，登録の日から２年間とする。 ４　前項の有効期間満了後も継続して登録しようとする者は，当該有効期間が満了する２月前から，第１項に規定する要件に該当することを証する書類等を提示することにより，登録を更新することができる。 第５条～第６条　略 （貸出しの資料数及び期間） 第７条　貸出しをすることができる図書館資料の資料数及び期間は，館長がやむを得ない理由があると認めた場合を除き，別表第１に定めるところによる。

改正後

第８条～第12条　略

（集会室等の利用）

第13条　条例第６条第２項及び条例第７条第３項に規定する集会室等の利用については，別表第２に定めるところによる。ただし，館長が必要と認めたときは，これを変更することができる。

２　集会室等を利用しようとするものは，館長の承認を受けなければならない。

３　館長は，集会室等を利用しようとするものに対して，利用時間の区分を指定して利用させることができる。

第14条～第20条 略

別表第１（第７条関係）

区分		資料数	期間
個人の貸出登録をした第４条第１項第１号に該当する者	図書及び逐次刊行物	20冊	14日
	視聴覚資料	３点	14日
個人の貸出登録をした第４条第１項第２号に該当する者	図書及び逐次刊行物	５冊	14日
	視聴覚資料	３点	14日
団体の貸出登録をしたもの	図書及び逐次刊行物	100冊	１月

改正前

第８条～第12条　略

（集会室等の利用）

第13条　条例第６条第２項及び条例第７条第３項に規定する集会室等の利用については，別表第２に定めるところによる。ただし，館長が必要と認めたときは，これを変更することができる。

２　集会室等を利用しようとするものは，館長の承認を受けなければならない。

３　館長は，集会室等を利用しようとするものに対して，利用時間の区分を指定して利用させることができる。

第14条～第20条 略

別表第１（第７条関係）

区分		資料数	期間
個人の貸出登録をした第４条第１項第１号に該当する者	図書及び逐次刊行物	20冊	14日
	視聴覚資料	３点	７日
個人の貸出登録をした第４条第１項第２号に該当する者	図書及び逐次刊行物	５冊	14日
	視聴覚資料	３点	７日
団体の貸出登録をしたもの	図書及び逐次刊行物	100冊	１月

改正後

別表第２（第13条関係）

区分	利用時間	利用することができるもの
集会室	午前９時から午後９時まで	館長が適当と認める市民の利用団体
参考図書室内の指定設備	午前９時から午後８時30分まで	調査研究を目的として，当該室内の図書館資料を利用する者
視聴覚資料室	午前９時から午後５時まで	当該室内の図書館資料の閲覧をし，又は貸出しを受けようとする者

備考　調布市立図書館神代分館集会室及び調布市立図書館若葉分館集会室については，利用時間を午前９時から午後５時までとする。

第１号様式の１（第３条関係）
第１号様式の２（第３条関係）
第２号様式の１（第６条関係）
第２号様式の２（第６条関係）
第３号様式の１（第11条関係）
第３号様式の２（第11条関係）

改正前

別表第２（第13条関係）

区分	利用時間	利用することができるもの
集会室	午前９時から午後９時まで	館長が適当と認める市民の利用団体
参考図書室内の指定設備	午前９時から午後８時30分まで	調査研究を目的として，当該室内の図書館資料を利用する者

備考　調布市立図書館神代分館集会室及び調布市立図書館若葉分館集会室については，利用時間を午前９時から午後５時までとする。

第１号様式の１（第３条関係）
第１号様式の２（第３条関係）
第２号様式の１（第６条関係）
第２号様式の２（第６条関係）
第３号様式の１（第11条関係）
第３号様式の２（第11条関係）

附　則（令和５年６月　　日教委規則第　号）

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。ただし，別表の改正規定は，令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の調布市立図書館条例施行規則は，令和５年１０月１日以後の利用に係るものについて適用し，同日前の利用に係るものについては，なお従前の例による。

３　この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は，その残品の存する間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

視聴覚資料室の運営の見直しについて

1　経過と現状

（経過）
・平成　７年１０月　調布市文化会館たづくり開館
　　８階　視聴覚ライブラリ開設（運営：文コミ振興財団）
　　視聴ブース併設（ビデオ・レーザーディスク視聴可）
・平成１８年　７月　財団による事業終了
・平成１９年　４月　６階　視聴覚資料室開設（運営：図書館）※財団から移管
・平成２９年１０月　機器老朽化による視聴ブースの終了

（現状）令和４年度実績
・**開室日数・時間**　年間３２２日・午前９時～午後８時３０分
・**所蔵資料数**　ＤＶＤ：　３，１１０枚　ＣＤ：　８，０１５枚
　ビデオテープ：４，２１０本　カセットテープ：１，６７５本
・入室者数　年間１６，６１３人　（１７時以降：３，５３４人）
・運営体制　常時２名配置（職員及び専任職員）

2　課題

（1）視聴覚資料室の１７時以降の利用状況

【年度別入室者数・貸出者数】

年度	入室者数	貸出者数
平29	6,956	4,669
平30	6,460	4,455
平31	4,922	3,456
令2	2,262	1,724
令3	2,823	2,008
令4	3,534	2,598

【年度・時間帯別１日平均入室者数】

年度	17～18時	18～19時	19～20時	20時～	計
平29	8	6	4	1	19
平30	7	5	4	1	17
平31	5	4	3	1	13
令2	3	2	1	0	6
令3	3	2	1	0	6
令4	4	3	1	0	8

・**１７時以降の利用は減少傾向，遅い時間帯ほど利用は少ない。**

視聴覚資料室の様子（令和5年5月1日17時頃）

（2）調布市立図書館の利用状況（図書・雑誌・視聴覚等資料全体）

【貸出冊数及び予約冊数と予約割合の推移】

年度	貸出冊数	予約冊数	予約割合
平29	2,614,234	645,868	24.7%
平30	2,601,276	656,849	25.3%
平31	2,471,573	687,750	27.8%
令2	1,963,662	588,466	30.0%
令3	2,457,586	727,528	29.6%
令4	2,336,537	675,257	28.9%

・**コロナ禍を経て貸出に占める予約の割合が高まり，予約処理の業務が増加**

3　見直し案

・**利用者の利用傾向に合わせ，予約業務増に対応するため運営の見直しを実施**

	変更後	変更前
開室時間	午前９時～午後５時	午前９時～午後８時３０分
貸出期間	１４日間	７日間
その他措置	午後５時以降の資料返却，予約資料の貸出・予約・問い合わせは，４階カウンターで行う。	

4　今後のスケジュール

令和５年　５月　図書館協議会に諮問（既に終了）
　　６月　調布市立図書館条例施行規則の改正（教育委員会第６回定例会）
　７月～９月　周知期間
　　１０月　運営変更

5　図書館協議会における意見

〇視聴ブースがないのであれば，ＨＰからの予約のみにして，視聴覚資料室を廃止する方向性もあるのではないか。
〇ビデオテープやカセットテープはもう視聴できない方が多いのでは。週３日の開館とするなど，費用対効果を考えた利用とするのが良い。貴重な資料は貸さないで保存するという考え方もあるのでは。
〇どういったものが良く貸出されているのか。娯楽的なものか，資料的価値のあるようなものか。資料的なものがあるなら，時間を短くしても視聴覚資料の取扱いは続ける必要がある。
〇財団で管理していた８階の時の記憶では，もっと狭いスペースだったので，現在の６階は広すぎてもったいない。将来的に貸出だけで閉架にしてよいと思う。
〇今回この案で試行し，利用者の声を聞いてニーズとのバランスを見て段階的に対応するのが良いと思う。映像資料などは，本と違い，ブラウジングできないため，閉架でもよいのでは。現在はネット配信が主流となり，ＤＶＤ等の利用も減っていくと思われる。ただ，廃止ということではなく，今後調布市として何を保存していくのか，コレクションのつくり方を再検討した方が良いと思う。また，一般的な図書館の資料の分類とは違うが，図書，雑誌，ＡＶと分けずにテーマ後に配架すれば利用促進できる面もあると思う。検討しては。